

- 5 前項の規定にかかわらず、委員は、教育長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、会議に出席することができる。

第5条第2号中「会議録」を「議事録」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教・教育企画課)

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和4年10月21日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

富山県公安委員会規則第8号

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則
放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年富山県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第4号、様式第10号及び様式第15号中「道路交通法第119条の3第1項第3号」を「道路交通法第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月21日から施行する。

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和4年10月21日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

富山県公安委員会規則第9号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
富山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第2号）の一部を次のよう

に改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

(是正のための必要な措置命令)

第20条の2 法第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する是正のための必要な措置の命令は、是正措置命令書(別記様式第18号の2)を交付して行うものとする。

別記様式第18号の次に次の1様式を加える。

様式第18号の2（第20条の2関係）

是 正 措 置 命 令 書	
年 月 日	
殿	
富山県公安委員会 印	
道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記の措置をとることを命じます。	
記	
是正を命ずる自動車の使用者	ふりがな
	氏名 生年月日 年齢 年 月 日生（ 歳）
是正すべき事項	
是正の理由	
備 考	1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 この命令書を受け取ったときは、受領書を切り取って、住所及び氏名を記載し、富山県警察本部交通部交通企画課へ返送してください。
(切り取り線)	
受 領 書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿 是正措置命令書 1通 上記確かに受領しました。	
住 所 氏 名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

名称	区域	存続期間
極楽坂山休猟区	別紙図面に表示する区域	令和4年11月1日から 令和7年10月31日まで
卯花休猟区	同上	同上
加賀沢休猟区	同上	同上
勝木原・花尾休猟区	同上	同上
碁石休猟区	同上	同上
荻生・若栗休猟区	同上	同上
蓑谷休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第359号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
極楽坂山休猟区	別紙図面に表示する区域	令和4年11月1日から 令和7年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
卯花休猟区	同上	同上	同上

加賀沢休猟区	同上	同上	同上
勝木原・花尾休猟区	同上	同上	同上
碁石休猟区	同上	同上	同上
荻生・若栗休猟区	同上	同上	同上
蓑谷休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第360号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
富山特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで	銃器
北山田特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
旧とやま・ふくおか家族旅行村特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

婦中町自然公園特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
神通川特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
高岡特定猟具使用禁止区域	同上	令和4年11月1日から 令和11年10月31日まで	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第361号

特定猟具使用禁止区域の指定についての一部改正について

特定猟具使用禁止区域の指定について（令和元年10月18日告示第 433号）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

表中

古里特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
高岡特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

を

古里特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
--------------	----	----	----

に改める。

富山県告示第362号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により黒部川河口鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

黒部川河口鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地

(2) 指定目的

当該地域は、県東部を流れる黒部川の河口域であり、河川内には中州があるため、多種多様な鳥類が飛来し、渡り鳥の重要な繁殖地や中継地、越冬地となっている。また、環境省作成のレッドデータブックに掲載されているコアジサシやオジロワシなど絶滅の恐れのある貴重な野鳥も見られ、野鳥の保護繁殖のため重要な地域であることから、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護を図る。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山

県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第363号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により神通川河口鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 鳥獣保護区の名称

神通川河口鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地

(2) 指定目的

当該地域は、県中央部を流れる神通川の河口域であり、浅瀬が広がり、河川敷にはヨシやカヤの群生地があるため、多種多様な鳥類が飛来し、渡り鳥の重要な繁殖地や中継地、越冬地となっている。また、環境省作成のレッドデータブックに掲載されているトモエガモ、ミサゴなど絶滅の恐れのある貴重な野鳥も見られ、野鳥の保護繁殖のため重要な地域であることから、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護を図る。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振

- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和5年6月8日
- 5 店舗面積の合計 1,552㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側1箇所/67台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側1箇所/25台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物東・北側2箇所/40㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内東・北2箇所/9.2㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所/敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 8 届出の日 令和4年10月7日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和4年10月21日から令和5年2月21日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由